



大阪労働局発表
平成 28 年 6 月 30 日

【照会先】
大阪労働局需給調整事業部

(代表電話) 06-4790-6319

平成 27 年度 労働者派遣事業、職業紹介事業等 に係る指導監督状況

－改正労働者派遣法の積極的周知により、適正な事業運営の履行を目指す－

大阪労働局（局長：苧谷 秀信）では、平成 27 年度における労働者派遣事業、職業紹介事業等に係る指導監督状況を取りまとめた。

【 概 要 】

◆改正法の積極的な周知について

昨年 9 月 11 日の改正労働者派遣法成立後、全国に先駆けて、施行日前において計 6 回改正法の説明会を行い、参加者約 4,200 名に対して周知を行った。また、施行日後においても講師派遣の機会等や指導監督の際に、派遣元事業主および派遣先を中心に改正法の説明を行った。

なお、派遣労働者にとっても改正法の内容は重要であることから、今年度においても派遣労働者に対するセミナーを開催の上改正内容の説明をより詳しく行い、周知に努める（詳細は 2 ページ「1 改正法の周知状況」参照。）。

◆4 件の行政処分を実施

重大な法違反により、労働者派遣元事業主 3 社、及び職業紹介事業主 1 社、計 4 社に対して行政処分を実施した（詳細は、3 ページ「2 行政処分の実施状況」参照。）。

◆個別指導のうち、文書指導率は 55.9%

個別指導を行った 880 事業所のうち、文書による是正指導は 492 事業所であり、文書指導率は 55.9%であった。このうち労働者派遣事業において、派遣元事業主に対する是正指導事項では、労働者派遣契約（16.6%）、就業条件の明示（17.9%）、派遣元管理台帳（15.6%）の記載不備等が、全体の約 50%を占めている。

1 改正法の周知状況

平成27年9月11日成立、9月30日に施行された改正労働者派遣法の周知については9月16日、許可・届出事業所及び派遣先事業所（15,663社）に対し、改正法に関するリーフレットを送付し、その後、施行日前に計6回、集中的に説明会を開催した。

また、法施行後においても需給調整事業部における派遣元事業主・派遣先などを対象とした集団指導の実施、講師派遣の依頼を受けた各種研修会やセミナーでの改正法の説明、派遣元事業主・派遣先に対しての訪問・呼出指導の際の改正法の説明等により、制度周知を行った。

(表1) 平成27年度各種研修会・セミナー開催状況（改正法関連分のみ）

内 容	実施回数	受講者数
改正法説明会（於：マイドーム大阪）	6	4,197
9月28日（月）	午前・午後	(1,372)
9月29日（火）	午前・午後	(1,401)
9月30日（水）	午前・午後	(1,424)
需給調整事業部主催各種講習会	31	515
・新規許可申請前説明会	(5)	(58)
・許可・届出後説明会	(13)	(235)
・許可更新説明会	(6)	(113)
・派遣労働者セミナー	(7)	(109)
事業主団体等への講師派遣	33	1,264
合 計	70	5,976

(表2) 平成28年度派遣労働者セミナー開催予定

	開催日（予定含む）	場 所	定 員
府内 ハローワーク での開催分 （年10回）	平成28年6月29日	ハローワーク阿倍野	30名
	平成28年7月15日	ハローワーク茨木	30名
	平成28年8月5日	ハローワークプラザ布施駅前	20名
	平成28年9月8日	ハローワーク泉大津	30名
	10月以降の開催日、場所等は現在未定		
需給調整 事業部 部内開催分 （年6回）	平成28年5月10日 平成28年7月12日 平成28年9月13日 平成28年11月8日 平成29年1月10日 平成29年3月14日	需給調整事業部セミナールーム （中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル14階）	20名

2 行政処分の実施状況

- (1) 有料職業紹介事業停止命令（停止期間2か月）および業務改善命令 : 1社
《 処分日 : 平成27年4月23日 》

【事案の概要】

ベトナム人労働者から保証金を預かる等により支配力を行使し、求人者に対して労働者供給を行った。

- (2) 労働者派遣事業停止命令（停止期間1か月）および事業改善命令 : 1社
《 処分日 : 平成27年8月19日 》

【事案の概要】

常時雇用される労働者以外の外国人留学生等を、食品製造工場のライン作業に派遣を行った。香川労働局からの情報提供を受け、連携して調査を実施した。(※)

- (3) 労働者派遣事業停止命令（停止期間1か月）および事業改善命令 : 1社
《 処分日 : 平成27年9月24日 》

【事案の概要】

常時雇用される労働者以外の外国人留学生等を、ホテルの清掃や飲食店ホール、洗い場等へ派遣を行った。(※)

- (4) 労働者派遣事業停止命令（停止期間1か月）および事業改善命令 : 1社
《 処分日 : 平成28年3月7日 》

【事案の概要】

常時雇用される労働者以外の者を、ホテルの宴会場やレストランなどへ派遣した。(※)

※(2)、(3)、(4)については、特定労働者派遣事業者であるにもかかわらず、常時雇用される労働者以外の労働者を派遣し、実態として無許可で一般労働者派遣事業（法改正後：労働者派遣事業）を行ったため処分に至った事案である。

《 労働者派遣事業の種類 》

平成27年9月29日までは、労働者派遣事業は、特定労働者派遣事業（常時雇用する労働者だけを労働者派遣の対象として行う労働者派遣事業。届出制）と一般労働者派遣事業（特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業（いわゆる登録型や臨時・日雇の労働者を派遣する事業）。許可制）の2種類であった。

平成27年9月30日の労働者派遣法改正以降は、全ての労働者派遣事業について厚生労働大臣の許可が必要となった。

なお、法改正前から届出により特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主については、経過措置として平成30年9月29日までの間、常時雇用される労働者だけを労働者派遣の対象に事業を行うことができる。

3 指導監督の実施状況

(1) 指導監督実施状況

項目	平成27年度 事業所数	平成26年度 事業所数	前年度比
個別指導実施事業所数 (①)	880	937	▲6.1%
労働者派遣事業関係	590	669	▲11.8%
職業紹介事業関係	166	175	▲5.1%
請負・出向関係	124	93	33.3%
上記のうち文書指導を行った事業所数 (②)	492	599	▲17.9%
労働者派遣事業関係	332	445	▲25.4%
職業紹介事業関係	121	130	▲6.9%
請負・出向関係	39	24	62.5%
文書指導率 (②÷①×100)	55.9%	63.9%	▲8.0P

(2) 主な是正指導事項

①労働者派遣事業

○労働者派遣契約の内容（法第26条）

- ・業務内容、就業場所、時間外（休日）労働の記載不備
- ・派遣就業する日についての記載不備

○就業条件の明示（法第34条）

- ・業務内容、就業場所、時間外（休日）労働の記載不備
- ・派遣就業する日についての記載不備

○派遣先への通知（法第35条）

- ・派遣労働者の氏名、性別、年齢等の記載不備

○派遣元管理台帳（法第37条）

- ・健康保険・雇用保険等の加入有無の記載不備

○派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針

- ・契約解除に当たって派遣労働者の就業機会の確保を図ることや、休業手当・解雇予告手当等に相当する額以上の額について損害の賠償を行うことについて、契約書面に明記されていない
- ・派遣労働者から苦情の申し出を受けた場合における苦情処理方法や、派遣元事業主と派遣先との連携体制等が契約書面に明記されていない

②職業紹介事業

○労働条件の明示（法第5条の3）

- ・労働条件の明示不備（書面交付がないものを含む）
- ・時間外労働の明示不備

○変更届（法第32条の7）

- ・役員、職業紹介責任者等の変更届未提出

○取扱職種範囲等の明示（法第32条の13）

- ・取扱職種範囲等の明示を行っていない（書面交付がないものを含む）
- ・求人者の情報および求職者の個人情報の取扱の記載不備

○帳簿の備え付け（法第 32 条の 15）

- ・ 求人求職管理簿の未作成、記載不備
- ・ 手数料管理簿の記載不備

③請負・出向関係

○不適切な請負

- ・ 実態は請負であるが、労働省告示第 37 号（昭和 61 年 4 月 17 日 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準）に照らして不適切

○実態が労働者派遣（法第 5 条、法第 24 条の 2、法第 35 条の 2 等）

- ・ 無許可、無届のまま労働者を派遣した、又は受け入れていた
- ・ 抵触日を超えて継続して労働者派遣を行っていた、又は受け入れていた

4 指導監督の事例

（1）外国人労働者を求人者に労働者供給していた事業主を、行政処分した事例

A社は、ベトナム国の労働者に対し、ベトナム国の第三者に依頼して、ベトナム国において当該労働者から保証金を預からせ、求人者との5年間の雇用契約の満了を条件に保証金を返金する旨の誓約書及び保証誓約書にサインさせた。書面の中で当該保証金の処分をA社が行えると当該労働者に思わせることで支配力（影響力）を行使し、A社と雇用関係に無いベトナム国の労働者を実質的に求人者から自由に離職できないようにして、労働者供給事業を行った。

以上のことからA社に対し、2か月間の事業停止命令を行うとともに、再発防止策の策定、職業安定法その他労働関係法令遵守、内部管理体制の再構築・整備を全社的に行わせるべく、業務改善命令を行った。

（2）他労働局、労働基準監督署との連携、合同調査等を行った事例

①京都局との連携による行政処分事例

B社は保育士派遣をメインに行っていたが（大阪本社、京都支社）京都局の実施した指導監督において、派遣先の派遣可能期間を確認せずに派遣を行い、期間制限を超えて派遣を継続していることが判明した。

京都局からの情報提供を受け、両局連携の下、B社及び派遣先事業所に対し調査を実施し、京都局においてB社に対する行政処分を実施した。

②香川局との連携による行政処分事例

当部管内のC社が、香川局内の食品製造メーカーに対して、1年以内の在留期限の外国人留学生を派遣していた事実が香川局の派遣先指導監督により判明した。

香川局からの情報提供を受け、両局連携の下、調査を実施したところ、C社は特定労働者派遣事業の届出しが行っていなかったため、無許可で一般労働者派遣事業を行っていたものとして、当局において行政処分を実施した。

③労働基準監督署との合同調査事例

工場内作業に従事していた相談者から、発注者との業務委託契約を解除されたが、当該業務は偽装請負であり労働者としての解雇予告手当の支払いを求める旨の申し立てに基づき、労働基準監督署と合同で現場調査を実施した。

当部は、発注者に対し、労働省告示第37号（労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準）により、適正な請負についての調査を実施した。

5 平成28年度指導監督方針

昨年改正された労働者派遣法の内容については、派遣元事業主だけでなく、労働者の実際の就業先である派遣先も正しく理解し、確実に履行される必要がある。このため、定期指導を始め事業主等と接触する場面を活用して法制度の周知・啓発に努めると共に、新規許可及び許可更新時の集団指導、事業主団体が開催する研修会やセミナーにおける講演等において積極的な法制度の周知啓発を行う。さらに派遣労働者等（今後派遣での就労を考えている、派遣について詳しく知りたい等）が改正法についてより理解を深められるよう、当部内及び大阪府内ハローワークにおいて、労働基準監督署と連携の下で「派遣労働者セミナー」を実施する。

また、労働者派遣事業主及び職業紹介事業者ならびに派遣先に対する厳正な指導監督を計画的かつ効果的に実施するとともに、派遣労働者等からの苦情・相談事案の情報提供に対しては、初動対応が非常に重要であることから迅速かつ的確に指導監督を実施する。さらに、重大な違反及び是正指導後も繰り返し違反を行う事業主に対しては、行政処分も含めた厳格な対応を徹底する。

参考 労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出事業所数の推移

（各年3月1日現在）

	労働者派遣事業		職業紹介事業	
	事業所数	対前年同月比	事業所数	対前年同月比
平成25年	7,607	+1.3%	1,851	+1.1%
平成26年	7,789	+2.4%	1,896	+2.4%
平成27年	7,793	+0.1%	1,941	+2.4%
平成28年	7,920	+1.6%	2,009	+3.5%